



Trade Mark

商標

弁理士法人 藤本パートナーズ 田中 成幸◇弁理士



当社の社名が変更されたことに伴いハウスマークのロゴを一新したので、商標登録を検討しています。ロゴのデザインは、文字の一部に特徴的な図形要素を取り入れたものですが、商標登録を行うにあたりどのような点に注意する必要がありますか。

(愛知県 I. T)



1. はじめに

ハウスマークはコーポレートマークともいわれ、その企業の営業標識として使用されるものです。

そのため、企業の営業活動において重要な役割を有するものであり、その採択には注意が必要といえます。

今回、ハウスマークのロゴを一新されたとのことですが、そのマークの採択および商標登録について、どのような点に注意すべきか考えてみましょう。

2. 注意すべき点

A. 使用の安全性

上述のとおり、ハウスマークは企業の営業標識であって、その企業活動に関係するあらゆる場面において使用されるものです。

したがって、そのマークの採択にあたっては、他人の先行商標の商標権と抵触するようなことがあってはならず、安全性を確保するために十分な商標調査を事前に行う必要があります。

また、ハウスマークには文字だけでなく図形が含まれるものも多くみられますが、その場合には文字と図形の両方において調査をしておくことが重要です。

B. 出願態様の検討

商標登録は、原則として実際に使用する態様のもので行うことが望ましいといえますが、図形的な要素がなく、書体にも特徴がない場合には、特に書体の態様に権利要求をしない標準文字での登録でもよいと思われます。

本件では文字の一部に図形的な要素を取り入れたとのことですので、少なくとも実際に使用するロゴの態様にて商標登録すべきです。

一方、ロゴマークの装飾度合いが大きく、特定の文字と直ちに認識できないような部分がある場合には、そのロゴマークの商標登録とともに標準文字での登録も検討する必要があります。ロゴマークから社名を表す文字が認識されず、ロゴマークの商標を登録しているだけでは、他社に社名と同一または類似の文字商標を登録されてしまうリスクがあるためです。

実際、ロゴマークの態様で登録した商標についてその構成文字の一部が特定の文字を認識できないことを理由に、そのマークがモチーフとした文字からなる商標と非類似であると判断された審決例が以下のとおり存在しています。

●不服2021-15600号事件

「引用商標は、……水色で表された『ADV』の文字と『NCE』の文字を横書きしてなり、両文字の間には、水色の4本の斜線から構成される図形を配してなるものである。

そして、当該図形部分は、左上から右下に伸びる、長さの異なる4本の斜線が、一定の間隔をもって整然と配置されているところ、その構成態様から、一種の図形として認識把握されることはあるとしても、欧文字『A』との共通性に乏しく、当該欧文字を認識させるとはいい難いものである」

・本願商標



・引用商標

ADVANCE

3. おわりに

このように、ハウスマーク商標は重要なものであるため、その採択および商標登録を行う際には、細心の注意が必要です。